

生活支援サービス重要事項説明書

1. 生活支援サービス提供事業者

事業者の名称・所在地及び電話番号その他の連絡先	
事業者の名称	フリガナ シャカイフクシホウジンシヨウキチフクシカイ
	社会福祉法人正吉福祉会
事業者の所在地	〒 206-0823
	東京都稲城市平尾四丁目16番地の1
事業者の連絡先	電話番号 042-331-2001
	FAX番号 042-331-2004
	ホームページアドレス http://shoukichi.org/
事業者の代表者名	理事長 櫻井 千肇
バックアップ施設の名称・所在地及び電話番号その他の連絡先	
事業者の名称	フリガナ シャカイフクシホウジンシヨウキチフクシカイ・コマエシヨウキチエン
	社会福祉法人正吉福祉会 こまえ正吉苑
事業者の所在地	〒 201-0001
	東京都狛江市西野川2-27-23
事業者の連絡先	電話番号 03-5438-0555
	FAX番号 03-3488-0056
	ホームページアドレス http://shoukichi.org/
事業者の代表者名	施設長 末代 慎平

2. 住宅事業主体概要

事業主体の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先	
事業主体の名称	フリガナ シャカイフクシホウジンシヨウキチフクシカイ
	社会福祉法人正吉福祉会
事業主体の主たる事務所の所在地	〒 206-0823
	東京都稲城市平尾四丁目16番地の1
事業主体の連絡先	電話番号 042-331-2001
	FAX番号 042-331-2004
	ホームページアドレス <input checked="" type="checkbox"/> 有 http://shoukichi.org/ <input type="checkbox"/> 無
事業主体の代表者の氏名及び職名	氏名 櫻井 千肇
	職名 理事長
事業主体が行っている主な事業等	<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人福祉施設 ・短期入所事業 ・通所介護事業 ・認知症対応型通所事業 ・訪問介護事業 ・訪問看護事業 ・居宅介護支援事業 ・包括支援事業 ・予防介護支援事業 ・訪問入浴事業 ・障害福祉サービス事業 ・小規模多機能型居宅介護事業 ・認知症対応型老人共同生活援助事業 ・賃貸住宅及び関連施設の管理事業

3. 住宅概要

住宅の名称・所在地及び電話番号その他の連絡先	
住宅の名称	フリガナ コマエシヨウキチエンサービスツキコウレイシヤムケジュウタク
	こまえ正吉苑サービス付き高齢者向け住宅
住宅の所在地	〒 201-0001
	東京都狛江市西野川二丁目27番31
住宅の連絡先	電話番号 03-5761-8470
	FAX番号 03-5761-8472
	ホームページアドレス http://shoukichi.org/
住宅の管理者名	末代 慎平
住宅の開設年月日	平成31年4月1日
居住の契約方式	普通賃貸借契約

4. 生活支援サービスの内容

生活支援サービスに関する方針等

入居者の皆様の「自由とプライバシー」を尊重し、安心して生活できるように状態把握・生活相談・緊急時対応の基本サービスを提供します。介護サービスや医療サービスにつきましては、ご相談内容に応じて、入居者の方に事業所の情報を提供しご自身で選択した事業所をご利用いただけます。タイムリーに必要なサービスが必要に応じてうけられるよう、こまね正吉苑や近隣事業所、医療機関と連携を図ります。

住宅で対応できる医療的ケアの内容

住宅職員は医療ケアは対応できませんが、入居者の方がご自分で管理できる医療処置の範囲か、又は主治医の指示で訪問看護等サービス等をご利用いただき住宅での生活が可能であるか等の状況を勘案してご相談させていただきます。

基本サービス（入居者様全員が受けるサービスです。）

サービスの種類	料金（税込）	（提供方法・提供者）
状況把握（安否確認）	月額 42,900円 *長期不在でも基本サービス費の減額はありません。	<ul style="list-style-type: none"> ・1日1回住戸を訪問して安否確認をします。 ・訪問を希望されない場合等は、入居者と相談して確認方法を決定します。 ・外出時や食事提供の機会にも確認を行います。 ・安否確認設備（ケアサポートリニューション）を併用します。 （提供者：社会福祉法人 正吉福祉会）
生活相談		<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活でお困りのことや食事・健康管理に関してご相談に応じます。 ・相談の内容に応じて介護保険サービスや医療機関、食事等のサービスや専門機関をご紹介します。 ・かかりつけ医や地域包括支援センター、「こまね正吉苑」や地域の居宅サービス事業所と連携を図ります。 （提供者：社会福祉法人 正吉福祉会）
緊急時対応		<ul style="list-style-type: none"> ・日中は住宅職員が常駐し、緊急時対応を行います。 ・緊急時通報は、各住戸のベッドサイド、トイレ、浴室に設置してある緊急通報装置を押していただければ事務室及び住宅職員が携帯しているPHSにて通報を受信の上、住宅職員が駆けつけます。 ・安否確認の上、必要に応じて予め指定された緊急連絡先や関係機関、医療機関等への連絡を行います。 ・夜間は、隣接する「こまね正吉苑」宿直者が通報を受信の上、住宅職員として駆けつけて対応し、必要に応じて予め指定された緊急連絡先や関係機関、医療機関への連絡を行います。 ・必要時は「こまね正吉苑」から応援のスタッフを派遣します。 （提供者：社会福祉法人 正吉福祉会）

上記以外の生活支援サービス等
 （本住宅では以下のサービスを入居者様に選択していただくことができます。なお、入居者様の希望により、他のサービス事業者を利用することもできます。）

サービスの種類	料金（税込）	（提供内容・方法・提供者）
食事の提供サービス	月額 62,460円 *30日分として	<ul style="list-style-type: none"> ・管理栄養士が、栄養管理した献立を「こまね正吉苑」で調理しお届けします。 ・1階の食堂にて提供しますが、ご希望に応じて住戸へ配達下膳を行います。（別途負担不要） ・入居者のご希望に応じて、状態に対応した食形態（常食・刻み食・ペースト食等）で提供します。 ・朝食（432円）7時30分～ 昼食（880円）12時～ 夕食（770円）18時～ ・*当住宅では朝食の費用が軽減税率（8%）の対象となりますが、昼食・夕食の費用は軽減税率の対象外となります。 ・*キャンセル、変更等は提供される日の7日前の13時までにお知らせ下さい。それ以降のキャンセルについては、キャンセル料（実費）が発生してしまいますので、お気をつけ下さい。 （提供者：社会福祉法人 正吉福祉会）

医療連携の内容

協力医療機関	名称	なし
協力医療機関 1	住所	
	診療科目	
	協力内容	
	名称	なし
協力医療機関 2	住所	
	診療科目	
	協力内容	
	名称	なし
協力歯科医療機関	住所	
	協力内容	
	名称	なし

5. 月額利用料の請求及び支払方法

請求方法	基本サービスは翌月分の明細を付した請求書を毎月15日までに送付します。(生活支援サービス契約書第6条参照) 選好サービスは前月分の明細を付した請求書を毎月15日までに送付します。(生活支援サービス契約書第6条参照)
支払方法	自動振替の場合は当月26日にご指定いただいた銀行口座より引き落とし、お振込の場合は当月26日までに指定口座にお振込み願います。(生活支援サービス契約書第6条参照) 振込手数料は、ご入居者の負担となります。

6. 苦情に対応する窓口等

苦情に対応する窓口等の状況	
窓口の名称	社会福祉法人正吉福祉会こまえ正吉苑
電話番号	03-5438-0555
対応している時間	平日 8時 30分 ~ 17時 30分
	土曜 時 分 ~ 時 分
	日曜 時 分 ~ 時 分
	祝日 時 分 ~ 時 分
定休日	土・日曜日 祝祭日 年末年始(12月30日~1月3日)
サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応	
具体的な対応	サービス提供にあつての事故発生時は、ご家族やかかりつけ医、関係機関に報告し必要な措置を講じます。加入している損害賠償保険での対応等誠意をもって対応するとともに、再発防止策を講じます。
利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況	
① あり	実施日 結果の開示 1 <input checked="" type="radio"/> 2 なし
2 なし	

7. 生活支援サービス利用に当たっての留意事項

外出・帰宅・訪問等	
外出・帰宅及びご家族様等の来訪等の時間制限はありません。なお、夜間の外出の際や外泊時は、事前に住宅職員へご連絡下さい。	
共用施設の利用について	
食堂	交流型のイベントやアクティビティ、講演会、セミナー等が開催されることがあり、入居者以外の方が利用する場合があります。
多目的便所	来訪者や職員等、入居者以外の方が利用する場合があります。

8. 契約の解除内容等

入居者からの解約	
入居者の希望により状況把握・生活相談サービスを終了する場合は、建物の賃貸借も終了となります。また解約を希望する場合は、30日前までに文書にて解約の申し出を下記連絡先に通知することで、本契約を解約することができます。	
契約解約時の連絡先	名称 社会福祉法人正吉福祉会 こまえ正吉苑 電話番号 03-5438-0555
事業者からの解除	
事業者は、生活支援サービス契約書第8条の規定に基づき、以下の場合には本契約を解除することができます。 ①他の入居者の生命の危害を及ぼす恐れがある場合 ②本契約を継続することが社会通念上、著しく困難な場合 ③入居者が正当な理由なく支払うべきサービス利用料を3か月以上滞納し、相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、なお期間内に滞納額の全額の支払いがない場合	

9. 損害賠償責任保険の内容

損害賠償責任保険の加入状況	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 (あいおいニッセイ同和損害保険株式会社)
---------------	---

